

「子宮頸癌に対する腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）についての指針」

1. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）の施設基準を満たし、当該手術を施行している施設あるいはこれから施行しようとする施設は日本産科婦人科学会に対して施設登録の申請を行うことを義務付け、日本産科婦人科学会・日本婦人科腫瘍学会・日本産科婦人科内視鏡学会は保険適応として上記術式を施行できる施設を「子宮頸癌に対する腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設」として学会 HP に公表する。
2. 登録施設は、子宮頸癌に対する腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を施行した全症例を日本産科婦人科学会の腫瘍登録に登録する義務がある。
3. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を実施する場合、患者に対して、国内外の治療成績や自施設の実績等を提示し、当該治療の内容、合併症及び予後等他の術式との差異が分かるように、文書を用いて詳しく説明を行い、患者の同意を得るとともに、患者から要望のあった場合、その都度治療に関して十分な情報を提供する。
4. 常勤の日本産科婦人科内視鏡学会技術認定医（腹腔鏡）と日本婦人科腫瘍学会婦人科腫瘍専門医の協力体制の下で、あるいは常勤の腹腔鏡手術手技に十分習熟した日本婦人科腫瘍学会婦人科腫瘍専門医が、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を実施する。
5. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を実施する場合、先進医療等で認められていた適用疾患に相当する子宮頸癌 IA1 期・IA2 期・IB1 期・IB2 期・IIA1 期（日産婦 2020/FIGO2018）の範囲を超えない。IA 期は円錐切除による病理診断を奨める。登録施設 A は前述の IA1 期・IA2 期・IB1 期・IB2 期・IIA1 期の進行期を対象とし、登録施設 B は IA1 期のみを対象とする。なお、術前の画像診断で比較的大きい腫瘍径やリンパ節腫大を認める場合には、慎重に適用を判断する。
6. 腫瘍細胞が腹腔内に曝露・散布されないように、腔管の切開や子宮の摘出・回収方法に十分に留意する。
7. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を登録施設 A として保険診療で行う際は、腹腔鏡下広汎子宮全摘出術を術者として 3 例以上実施した経験を有する常勤の医師が所属する施設で行う。登録施設 B として行う際は、該当する腹腔鏡下子宮全摘出術を術者として 3 例以上実施した経験を有する常勤の医師が所属する施設で行う。